



平成 30 年 9 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社ディー・エル・イー
代 表 者 名 代表取締役 椎木 隆太
(コード番号：3686 東証第一部)
問 合 せ 先 取締役 CFO 川島 崇
(TEL. 03-3221-3980)

平成 30 年 6 月期有価証券報告書の提出期限延長に関する承認申請書提出のお知らせ

当社は、本日の取締役会において、企業内容等の開示に関する内閣府令第 15 条の 2 第 1 項に規定する有価証券報告書の提出期限延長に関する承認申請書を関東財務局に提出を行うことについて決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

株主・投資家をはじめ、関係者の皆様には、ご迷惑とご心配をお掛けいたしますことを、深くお詫び申し上げます。

記

1. 対象となる有価証券報告書

平成 30 年 6 月期有価証券報告書（自 平成 29 年 7 月 1 日 至 平成 30 年 6 月 30 日）

2. 延長前の提出期限

平成 30 年 10 月 1 日

3. 延長が承認された場合の提出期限

平成 30 年 11 月 1 日

4. 提出期限の延長を必要とする理由

平成 30 年 9 月 14 日に公表いたしました「第三者委員会の設置及び第 17 期定時株主総会の延期のお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、過去の財務諸表又は連結財務諸表に会計上の懸念があることについて、平成 30 年 9 月 3 日に外部から指摘を受け、当社内で検証を進めてまいりました。その結果、過年度に売上計上した案件のうち、1 件について、根拠資料が不十分なまま売上計上処理がなされており、平成 27 年 6 月期第 3 四半期会計期間に計上していた売上 84 百万円が、平成 27 年 6 月期第 4 四半期会計期間

以降に計上すべきものであった可能性及び平成 29 年 6 月期第 3 四半期会計期間に、一部映像制作事業からの撤退にともない計上した事業構造改善引当金 379 百万円の計上時期の妥当性に対する懸念等が判明いたしました。

本件及び類似的な案件の有無の検証に関する調査に当たり、過去 5 年間（平成 25 年 6 月期から平成 29 年 6 月期）及び平成 30 年 6 月期の売上計上及び事業構造改善引当金の妥当性等について、より独立した立場から、事実関係の解明、これらの会計処理の妥当性に関する検証、再発防止策に関する提言等が必要であると判断し、外部の専門家による第三者委員会を設置して、これらの事項に関する調査を進めております。

第三者委員会の調査及び第三者委員会の調査結果に基づいた本件の影響額を確定するための当社における作業に相応の時間が必要であり、かつ、これらの結果を踏まえて過年度の決算の訂正作業を行う必要があること及び有限責任 あずさ監査法人による追加的な監査手続についても相当な時間が必要であることから、監査報告書の受領は、法定提出期限に間に合わず、当該有価証券報告書を提出期限までに提出することができないと判断し、当該有価証券報告書の提出期限延長に関する申請を行うことといたしました。

具体的には、延長が承認された場合の有価証券報告書の提出期限（平成 30 年 11 月 1 日）までに第三者委員会、当社及び監査法人は必要に応じて協議等を行いそれぞれの手続を並行して進めるものの、第三者委員会による調査等に 5 週間以上（平成 30 年 9 月 14 日を起点）、平成 30 年 6 月期有価証券報告書等及び過年度有価証券報告書等の訂正報告書の作成に 4 週間以上（平成 30 年 10 月 3 日起点）、監査法人による監査手続に 6 週間以上（平成 30 年 9 月 14 日を起点）を要することがそれぞれ見込まれることによります。

5. 今後の見通し

今回の提出期限延長に関する申請が承認された場合、速やかにお知らせいたします。

以 上